

## 変化するオーストラレイシア立憲主義

### Changing Australian and New Zealand's Constitutionalism-Comparative study of Constitutionalism in Australasia-

佐藤 潤一 (SATO Junichi)

2013(平成24)年度においては、翻訳2編、関連する講義案2編、及び研究会における報告を行った。

翻訳としては、「イギリス法体系における人権条約(翻訳)」(バーミング大学バーミングロースクール講師バラット・マルカニ博士(Dr Bharat Malkani)の論文“Human Rights Treaties in the English Legal System”([2011] Public Law 554-577)の全訳)を『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』第18号(2013年6月)225~261頁に公表し、また「議会制民主主義を機能させる権利章典:カント学徒の懐疑主義, 帰結主義者の懐疑主義, 並びに制度主義者の懐疑主義(翻訳)」(クイーンズランド大学教授スリ・ラトナパーラ氏(SURI RATNAPALA)の論文“BILLS OF RIGHTS IN FUNCTIONING PARLIAMENTARY DEMOCRACIES: KANTIAN, CONSEQUENTIALIST AND INSTITUTIONALIST SCEPTICISMS”, *Melbourne University Law Review*, Vol. 34 No. 2 [2010] 593-617)の全訳)を『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』第19号(2013年10月)225~265頁に公表した。前者は、主としてイギリスに関する論文ではあるが、イギリスコモンウェルスにおける立憲主義を研究しようとする報告者にとって重要な意味を持つ。後者は直接に研究課題に関連する論文である。これら両者を踏まえて2014年度の研究を行っている。

関連業績として、本研究課題の研究過程で得られた知見を反映した憲法の講義案も作成した。「憲法統治機構講義案(2)」『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』第18号(2013年6月)177~210頁および「憲法統治機構講義案(3)」『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』第19号(2013年10月)179~217頁がそれである。

論文作成には至らなかったが、「コモンロー国における人権条約の地位に関する覚書—イギリスとオーストラリア」と題する単独報告を、2013年8月28日に行われた、イギリス憲法研究会の科研共同研究会(於・油屋旅館)において行った。イギリス憲法に関する科研研究会ではあるが、本助成に基づく知見も反映させて報告したものである。ここに掲載する。本報告は、人権条約に関わるイギリスとオーストラリアの二つの法律(イギリス: *Constitutional Reform and Governance Act 2010*; オーストラリア: *Human Rights(Parliamentary Scrutiny) Act 2011*)が今後の条約の国内適用にもたらしうる変化について考察した。前者については評価が分かれるが、後者については、オーストラリア国内でも期待値は大きくはないことを報告した。ただし、イギリスについて、報告者の見解に対しては、過度の読み込みではないかとの批判もあった。